

令和元年9月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和元年9月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和元年9月6日 午前9時宣告

開 議 令和元年9月6日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副 町 長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育委員会教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 7 番 森 正彦 8 番 片岡 勝一

令和元年 9 月 佐川町議会定例会議事日程〔第 1 号〕

令和元年 9 月 6 日 午前 9 時開議

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会 期 の 決 定 |
| 日程第 3 | | 諸 般 の 報 告 |
| 日程第 4 | | 行 政 報 告 |
| 日程第 5 | | 陳情について |
| 日程第 6 | 報告第 4 号 | 平成 3 0 年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について |
| 日程第 7 | 報告第 5 号 | 平成 3 0 年度財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第 8 | 報告第 6 号 | 平成 3 0 年度資金不足比率の報告について |
| 日程第 9 | 報告第 7 号 | 債権の放棄について |
| 日程第 10 | 同意案第 1 号 | 佐川町教育委員会教育長の任命について |
| 日程第 11 | 同意案第 2 号 | 佐川町教育委員会委員の任命について |
| 日程第 12 | 同意案第 3 号 | 佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 13 | 認定第 1 号 | 平成 3 0 年度佐川町一般会計の決算の認定について |
| 日程第 14 | 認定第 2 号 | 平成 3 0 年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第 15 | 認定第 3 号 | 平成 3 0 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第 16 | 認定第 4 号 | 平成 3 0 年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について |

日程第 17	認定第 5 号	平成 30 年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について
日程第 18	認定第 6 号	平成 30 年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について
日程第 19	認定第 7 号	平成 30 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
日程第 20	認定第 8 号	平成 30 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について
日程第 21	認定第 9 号	平成 30 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
日程第 22	議案第 58 号	令和元年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 23	議案第 59 号	令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 24	議案第 60 号	令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 25	議案第 61 号	令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 26	議案第 62 号	令和元年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 27	議案第 63 号	佐川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 28	議案第 64 号	佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 29	議案第 65 号	佐川町子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例の制定について
日程第 30	議案第 66 号	佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 31	議案第 67 号	佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 32	議案第 68 号	佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 33	議案第 69 号	字の区域及び名称の変更について
日程第 34	議案第 70 号	平成 30 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまから令和元年9月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の既定によって、7番森正彦君、8番片岡勝一君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（西村清勇君）

皆さんおはようございます。9月定例会の会期及び運営につきまして、9月2日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日9月6日を開会日とし、報告、同意、認定、議案の上程、説明までとし、終了後、常任委員会を開きます。7日土曜日、8日日曜日は休会といたします。9日月曜日、10日火曜日は一般質問を行います。11日水曜日は休会とし、決算勉強会といたします。12日木曜日も休会とし、決算勉強会及び議員全員協議会を開きます。13日金曜日は議案質疑、討論、採決を行い閉会といたします。

本定例会の会期は、9月6日から13日までの8日間に決定いたしましたので報告します。

なお、運営につきましては、議長に一任いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月13日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から13日までの8日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

6月定例会後の重立ったものについて報告します。

6月19日、令和元年第2回日高村佐川町学校組合議会が開催され、出席いたしました。提出されました議案は承認1件、報告1件、人事案1件で、いずれも原案のとおり可決されました。学校組合教育委員に日高村の藤原ちさと氏が選任されました。

7月5日、令和元年度国道494号整備促進規制同盟会ならびに、令和元年度佐川吾桑バイパス整備促進協議会総会が「かわせみ」元気ホールにおいて開催され、出席いたしました。事業概要の説明を受けた後、議案審議を行いました。提出されました議案は、平成30年度事業報告、収支決算、令和元年度事業計画、予算案であり、すべて原案のとおり可決いたしました。

7月18日、令和元年度高知縣市町村議会議員研修が、春野ピアステージで開催され、皆さんとともに出席しました。講師は奈良女子大学生活環境部教授中山徹氏で「公共施設・空き家・コンパクトシティをどう考えるべきか」と題した大変有意義な講演を聞いてまいりました。

8月6日、令和元年度国道33号整備促進期成同盟会の要望活動の一環として、関係市町村の首長・議長とともに高松市の地方整備局を訪問いたしました。関係市町村長から各地区要望箇所説明の後、重要事項についての要望書の提出をしてまいりました。

8月22日、高幡町村議会議員研修会が日高村で開催され、皆さんとともに出席いたしました。講師は、高知大学地域協働学部客員教授の黒笹慈幾氏で「釣りバカ浜ちゃんからの提案～観光振興と移住促進のふたつの課題を一気に解決する秘策あり」と題した講演を拝聴してまいりました。

8月28日、町村議会議長研修会及び県政に対する意見交換会が高知県自治会館で開催され、出席してまいりました。研修会では「南海トラフ地震対策の取り組みの現状について」「災害時の避難基準別の県及び町村の対応と避難のあり方について」「緊急自然災害防止対策事業費の現状と今後の見通しについて」「森林環境税の使途について」「鳥獣被害の実態と対策について」の5つのテーマで県の担当課長から説明があり、意見交換を行ってまいりました。またその後「県政の諸課題について」尾崎知事の講演があり、拝聴してまいりました。

9月4日、高吾北広域町村事務組合議会第3回定例会が開催され、出席いたしました。提出されました議案は、平成30年度高吾北広域町村事務組合一般会計等歳入歳出決算の認定1件、補正予算案3件、条例改正案3件であり、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長(堀見和道君)

皆様、おはようございます。

本日は、議員の皆様方のご出席をいただき、令和元年9月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日頃は町政運営につきましてご指導、御協力をいただきまして改めて御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。はじめに、高知県の「新たな管理型産業廃棄物最終処分場」について報告いたします。

5月31日、尾崎高知県知事から「新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設整備の受け入れについて」の文書を受け取り、6月定例会での議員の皆様からの質問への回答、意見交換を踏まえ、町執行部として県の申し入れを受諾することを決定し、6月16日に加茂地区の住民の皆様の説明をさせていただきました。

その中で、受諾することを決定した、6つの理由について説明をさせていただきました。

1つ目は、管理型産業廃棄物最終処分場を、新しく高知県内に整備する必要性があり、このことについて私自身も、また住民も納得していること。

2つ目は、選定委員会による、客観的で公平性のある選定条件、選定方法、選定内容について私自身が納得し、また多くの町議会議員も理解されていること。

3つ目は、管理型産業廃棄物最終処分場の安全性、また完成後の管理運営方法について私自身が納得し、また多くの町議会議員も理解されていること。

4つ目は、長竹地区の多くの方々をはじめ、反対されている住民の方々はおられますが、県の説明会及び個別に話をお伺いする場を

経て、理解を示されている住民が多くなっていること。

5 つ目は、高知県から提示されている確認書の素案の中で、地域住民の安全確保や生活環境の保全、万が一の時の補償、不安解消のために実施する事業や地域振興策のこと、さらには今後事業を進めるにあたり、致命的なことがあれば事業を中止すること、が明確に約束されていること。

6 つ目は、長竹地区の多くの方々をはじめ、反対されている住民の方々の不安や反対の思いを受け止め、思いに応えることが十分にできていないかもしれませんが、受け入れを決定したうえで、長竹地区が良くなった、子供たちにとっても住みやすい地域になった、加茂地区が本当に良くなった、と住民の皆様に使っていただけるよう、全力を挙げて高知県に要望し、行動を起こしていくことで、少しでも反対されている住民の方々の思いに報いることができるよう頑張りたい、と私自身が思ったこと。

以上、6 つの理由により、県の申し入れを受諾することを決定し、6 月 17 日、尾崎高知県知事に対し、永田議長とともに受け入れる旨の回答書を手渡してきました。

県の方でも、6 月定例会において調査や基本設計を進めるための補正予算が承認され、今後具体的に事業が進められることとなっております。

佐川町としましては、今後、県と協議をしっかりと重ね、地元の皆様からの要望に応えられるよう、周辺安全対策や地域振興策の取りまとめを行っていきたいと考えております。

特に、地域振興策につきましては、本定例会中に議員の皆様と協議をさせていただき、そのうえで定例会終了後には、加茂地区の住民の皆様には第 1 回目の説明をさせていただくこととしております。

住民の皆様からの御意見をお聞きしながら、回数を重ね、丁寧に取りまとめを行っていきたいと考えておりますので、議員の皆様にも御意見、御指導をいただければと考えております。

次に、道の駅整備検討事業について報告いたします。

道の駅につきましては、平成 28 年度及び平成 29 年度に実施した検討委員会による検討結果も踏まえ、本年度中に基本構想を策定することとしております。

策定にあたっては、施設の内容などを具体的に検討するため、農

業生産者、加工販売等の事業者や、商工会、はちきんの店、観光協会など、今後、道の駅に関わっていただくことが想定されるメンバーによるワークショップを7月から実施しております。

今後、道の駅「とおわ」など、県内外の道の駅の整備に関わった実績を持つ、株式会社四万十ドラマの協力を得て、年内もしくは年明けまでの間に全6回程度のワークショップを実施したうえで、基本構想案を取りまとめていくこととしております。

整備場所につきましては、検討委員会でいくつかあげていただいた候補地の中から選んだ2カ所と、町有地である霧生関防災拠点をあわせて、3つの候補地に関して検討を進めてきました。

検討委員会で上がった2つの候補地に関しては、営業補償の問題や所有者の同意が得られないことなど、整備場所として検討を進めることが難しい状況にあります。

霧生関の町有地は、火薬庫の問題を解決する必要はありますが、植物のまち佐川町として整備する道の駅としては立地的にも良く、広さも十分にあり、駐車台数を多く確保できることも利点として考えられます。

また、管理型産業廃棄物最終処分場の説明会を開催する中で、加茂地区の方々から、「霧生関の町有地に道の駅を作って欲しい。」

「佐川町内に作る予定のある施設を加茂地区に作って欲しい。」といった、具体的な要望も出ていたことなどを総合的に判断して、霧生関防災拠点の町有地に、防災拠点型の道の駅として整備する方針を定めたうえで、今後、具体的に検討を進めていきたいと考えております。

町民が楽しむことができ、産業振興の拠点にもなる「道の駅」を町民の皆様と一緒に知恵を出しながら、みんなで作っていきたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、ご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、各課の所管事項について、これまでの行政報告と重複する内容もございますが、報告をさせていただきます。

はじめに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、第5次佐川町総合計画の取り組みについて報告いたします。

6月24日に開催いたしました総合計画審議会では、総合計画及び地方創生総合戦略について、平成30年度の取り組み状況を報告し、

審議が行われました。

教育の分野では、さかわ未来学とシティープロモーション事業として、ふるさと教育検討委員会による検討の実施、産業と仕事の分野では、自伐型林業の推進として、作業道の開設支援補助の実施、観光振興の分野では、観光による地域づくりとして、体験型観光プログラム「わんぱく」の実施、安全・安心の分野では、地域の公共交通網の整備として、さかわぐるぐるバスの運行など、おおむね各分野とも、順調に取り組みが進んでおります。

委員からは、人口減少対策の課題として、空き家活用の促進や若者専用の町営住宅の整備など、住環境の整備を求める意見があり、今後、住宅政策を総合的に検討していく必要があると考えております。

次に、「さかわぐるぐるバス」について報告いたします。

乗客数の実績につきましては、5月は、826人、6月は、711人、7月は、874人となっております。

5月から7月までの1便あたりの平均乗客数は2.41人となっており、特に、7月は、加茂・荷稻線が5.2人と、これまでの全路線の中で最高を記録したほか、中心部ぐるぐる線についても、乗客数320人、1便あたりの平均乗客数1.74人と過去最高になりました。

10月からは、これまでの要望等を踏まえて、さかわ夢まちランド、町民プール、JAはちきん前に新たに停留所を設けること、郊外線健康福祉センターかわせみまで乗り入れること、加茂・荷稻線の経路を一部変更するなどの、ダイヤ改正を行うこととしており、今後も、住民の皆様からのご意見をお聞きしながら、利便性を高める取り組みを進めてまいります。

次に、まちまるごと植物園の取り組みについて報告いたします。

8月21日に、「まちまるごと植物園」の取り組みをまち全体で盛り上げていくために公募しておりましたロゴマークの表彰式を牧野公園で行いました。

表彰式には、最優秀を受賞された、愛知県岡崎市在住の近清楓さん、優秀賞の福岡県福岡市在住の小松伸二さん、同じく優秀賞のいの町在住の曾我遥菜さんが出席されました。

表彰状及び賞品授与のあと、近清さんには、記念植樹とともに、最優秀のロゴマークが入った花壇プレートをさっそく立てていただ

きました。

最優秀に輝いた作品は、緑色の植物の芽を、淡い4色の人の手が囲んでいる構図で、「佐川町の一人一人が植物を育て、大切にし、多様な人が植物を通じてつながってほしい。」という想いが込められた作品となっており、今後、まちまるごと植物園のロゴマークとして、施設や家庭の花壇プレートなどに、広く活用させていただくこととしております。

次に、観光事業について報告いたします。

観光による地域づくりの目玉事業として取り組んでいる観光体験プログラム「第1回わんさかわっしょい体験博」が、いよいよ10月5日から11月9日までの日程で開催されます。

プログラム数は20を数え、定員総数は481人と、プログラム数、定員ともに本年2月から3月に実施されたプレ博から倍増となりました。

プレ博で人気のあったプログラムに加え、食欲の秋ならではのプログラム、木を使った様々なものづくり体験や、歴史・伝統・文化を味わう佐川ならではのプログラムも多数あり、量だけでなく、質の面でも期待が膨らむ内容となっております。

予約開始は、ウェブサイトは、9月8日、日曜日の正午から、電話では、9月9日、月曜日の午前10時からとなっております。

公式ガイドブックは、9月の町広報とともに全戸配布するほか、県内全市町村にも配布し、町内外の多くの方々に、日常では味わえない佐川町の魅力を体験していただきたいと考えております。

次に、JR客車の移設事業について報告いたします。

かつて青山文庫の特別閲覧室として利用され、長年町民に親しまれた佐川町にゆかりのある客車をJR四国から譲り受け、現在の佐川文庫庫舎の西隣に移設する事業につきましては、本年度、客車の収容施設等の設計業務を行い、来年度には、施設の整備及び客車の移設を行う予定となっております。

現在の進捗状況としましては、7月1日から設計コンペの公募を開始し、県内建築設計事務所8社から提案作品が提出されました。

この中から、まず、8月に書類による1次審査で5社に絞ったうえで、9月3日に健康福祉センターかわせみで公開プレゼンテーションを実施し、東京大学生産技術研究所教授の腰原幹雄氏など、専

門家を加えた審査会による２次審査の結果、株式会社ＴＨＩＮＫ建築設計事務所の作品が最優秀に選ばれました。

今後、委託契約を結び、年度内に設計業務を完了させることとしております。

次に、さかわ発明ラボの取り組みについて報告いたします。

さかわ発明ラボでは、放課後発明クラブなどを通じて、子どもたちの自主性や創造性を育む取り組みを進めております。

その一環として、８月３日、４日の２日間、ロボットに興味がある町内の子どもたちに、ロボットやプログラミングに親しんでもらうイベントを行いました。

５名の小・中学生が参加し、それぞれ工夫を凝らしたユニークなロボットを製作し、プログラミングして動かしてみたり、得点を競い合うゲームをしたりして、楽しんでいました。

８月１８日には、高知市の高知蔦谷書店で、さかわ発明ラボのデジタル機器を使って、夏の星座を散りばめた、手のひらサイズのプラネタリウムを作る出張イベントを開催いたしました。

夏休み中の日曜日とあって、親子連れを中心に２４組もの方にお越しいただき、多くのお子さんが、細かい作業も根気強く行い、プラネタリウムづくりに挑戦していました。

これからも、体験イベントなどを通じて、発明ラボの活動を広くＰＲし、利用者の拡大に努めながら、子どもたちに最新デジタル機器を使ったものづくりのすばらしさを伝えていきたいと考えております。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、職員採用について報告いたします。

本年度の職員採用予定は、退職者等を考慮いたしまして、主任介護支援専門員１名程度、保育士１名程度、調理員１名程度としております。

残念ながら、主任介護支援専門員の受験申込みはありませんでしたが、８月３１日に実施いたしました第１次試験には、保育士８名、調理員３名の合計１１名の受験者があり、その内訳は町内８名、町外３名となっております。

第１次試験の合格発表につきましては、９月１３日を予定しており、第２次試験を９月２９日に実施することとしております。

次に、ふるさと寄附について報告いたします。

昨年度の寄附受入件数は 3,920 件、金額は 6,863 万 8,670 円となっており、平成 29 年度と比べ、受入件数は約 16% 増、金額は約 33% 増となっております。

本年度につきましても、8 月末現在で 1,994 件、3,364 万 3,200 円の寄附申出があっており、昨年 8 月末の 863 件、1,370 万 5,500 円を大幅に上回る状況となっております。

このように増加しているのは、平成 30 年 6 月からインターネット申請の窓口となるポータルサイトを 1 件追加し、合計 4 件のポータルサイトで寄附を受け付けていることに加え、本年 8 月末時点で寄附者が選択できる返礼品を 120 品目と充実させてきたことが主な要因であると考えております。

また、地方税法の改正により、ふるさと納税に係る指定制度が創設され、基準に適合した地方団体の指定を総務大臣から受けることが必要となり、佐川町は、令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間、この指定を受けております。

今後も、ふるさと納税の適合地方団体として、適正にふるさと納税制度を活用し、貴重な自主財源として、寄附の受入増加に努めるとともに、佐川町及び町産品の P R の場として取り組みを進めてまいります。

次に、佐川町防災行政無線の更新について報告いたします。

防災行政無線につきましても、平成 16 年度の運用開始から 15 年が経過し、施設の老朽化が著しく、維持管理に必要な附属部品の調達が困難な状況となっております。

このため、6 月に「防災行政無線基本設計策定業務」の委託契約を締結し、現在のシステムのまま更新か、新たに仕組みを構築し運用するかなどについて、運用面やコスト面において検討を行ってまいりました。

その結果、佐川町にとって最適と考えられる情報伝達システムの具体的な方法を決定しましたので、本定例会に、防災行政無線実施設計に要する事業費の補正予算案を提出させていただいております。

次に、自主防災組織の設立状況について報告いたします。

上伏尾地区で新たに組織が立ち上がり、8 月末現在の組織率は

95.7%、組織数は96となっております。今後も、自主防災組織連絡協議会と連携を図りながら、設立されていない自治会への働きかけを行い、組織率100%を目指してまいります。

次に、南海トラフ地震対策の取り組みについて報告いたします。

地震発生時、地域の皆様に避難所の開設や運営を行っていただくための事前対策として、本年度は、佐川町総合文化センター、佐川中学校及び斗賀野小学校において「避難所運営マニュアル」の作成を進めております。文化センターと佐川中学校につきましては、隣接していることもあり、1つのマニュアルとして作成することとしております。7月29日には、斗賀野小学校、8月1日には、佐川中学校で避難所準備委員会を開催し、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくのかを疑似体験する「避難所運営ゲーム」を行い、避難所では、どのような運営が必要であるのか、参加者に考えていただきました。

今後も、それぞれの避難所準備委員会において、開設の手順や運営のルールなどについて十分に議論していただき、各避難所の実情に即したマニュアルの作成を進めてまいります。

次に、税務課の所管事項でございます。

まず、平成31年度の「納税通知書」の発送について報告いたします。

国民健康保険税の「納税通知書」を7月10日に発送いたしました。件数2,129件、当初課税額2億7,499万3,900円となっており、平成30年度と比べ、件数は23件の減、課税額は2,720万1,500円の増となっております。課税額が増となった要因につきましては、税率を改正したことによるものであります。

次に、平成30年度決算の徴収状況について報告いたします。

現年及び滞納繰越の合計徴収率は、町民税99.4%、固定資産税98.8%、軽自動車税98.9%、国民健康保険税97.4%と、全ての税目におきまして、平成29年度決算より伸びております。

高知県の国民健康保険税を除く市町村税の合計徴収率の速報値平均は97.1%、現年徴収率の速報値平均は99.3%ですが、佐川町の合計徴収率は99.1%、現年徴収率は99.8%と、引き続き、県の速報値平均より高い徴収率を維持しております。

これは、平成26年4月に定めた「佐川町収納対策5カ年計画」に

基づき、佐川町のまちづくりに資する財源の確保、負担の公平を図ることを目的に、収納率向上を図り、自主納付の促進及び滞納防止に職員が一丸となって取り組んできた成果であると考えております。

今後も、負担の公平と歳入確保に向けて、より効果的な収納対策を常に模索しながら、徴収率向上に努めてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場につきましては、5月31日の尾崎県知事から施設整備受け入れの申し入れに対して、6月13日に臨時庁議を開催し、町執行部として協議を行い、最終的に町長として、受け入れすることを決定いたしました。

その後、6月16日に集落活動センター「加茂の里」での住民説明会において加茂地区の住民に対して、施設整備の受け入れを決定したことを伝えさせていただき、また、受け入れにあたって、地域住民の不安の解消や、地域振興策などを確実に履行することを県との間で約束する「確認書」の素案についてお示しいたしました。

その日の意見交換では、施設に対する不安が払しょくできていないことや、施設整備にあたっては進入路のルート変更の要望などのご意見をいただきました。

6月17日には、高知県庁に伺い、町及び町議会からの回答書を直接、尾崎県知事にお渡ししました。

町からの回答にあたっては、地域住民の安全の確保や、施設に近接する住民には施設への不安が払しょくされていないことを重く受け止め、今後においても丁寧な対応をすることなど、7つの条件を付して提出いたしました。

7月2日には、県と町との間で「新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備についての確認書」を締結させていただきました。

この「確認書」には、県がこれまでの「話し合いの場」などで、住民の皆様に約束してきた事項に加え、町が町議会や住民の皆様のご意見を踏まえて追加した事項をあわせて明文化したもので、県と町との間で公文書として後世に至るまで引き継ぎ、約束を確実に履行していくために締結したものであります。

そして、7月17日には、第1回「新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた高知県・佐川町連携会議」を開催いたしました。

これは、今後、施設整備を進めるにあたって、「確認書」の内容に沿って、周辺安全対策、地域振興策、施設整備等に係る取り組みについて、県と町が連携協調し、具体化していくための協議の場であり、取り組みの進捗にあわせて開催することとなっております。

今後も、「確認書」に明記した「佐川町加茂地区で子どもや若者たちが、将来にわたって安心し、誇りをもって暮らし続けられる環境の維持・向上」に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について報告いたします。

本年度は第1期計画の最終年度となっており、令和2年度からの5か年を計画期間とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めております。

8月19日には、佐川町子ども・子育て会議を開催し、第2期計画に必要な支援事業量の見込みについて、実績値とニーズ調査から算出した量を比較しながら、今後の計画策定に反映できるように協議をしていただきました。今後示される国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て会議において、支援事業量の見込みの修正、提供体制の確保、内容や事業の見直しを行い、子ども・子育て支援施策を効果的に実施できるよう計画を策定したいと考えております。

次に、佐川町手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する取り組みについて報告いたします。

佐川町では、障害者にとっては、手話言語だけでなく、点字や要約筆記など障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段が必要不可欠であるとの認識のもと、平成29年度に『佐川町手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例』を制定しております。

条例では、手話を学ぶ機会の提供や障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用することができる環境整備などを基本方針としており、平成30年度には、健康福祉課の窓口に指さしボードやコミュニケーションアプリを入れたタブレットを設置するとともに、役場本庁舎、桜座や地質館など日頃から住民の皆様と対応する窓口には耳マークを設置し、障害に対する理解を深める啓発を行ってまいりました。

本年度は、手話言語の理解と障害者とのコミュニケーション手段の充実を図るため、「手話奉仕員養成講座 入門編」全 20 回を 8 月 28 日から来年 1 月 22 日までの毎週水曜日の午後、健康福祉センターかわせみで開催しております。今回の講座は、町民の方 9 名と町職員 14 名が学んでおり、受講終了後には手話で簡単な会話ができることを目指しております。来年度は、引き続き、基礎編を開催することとしており、手話の基礎文法を学び、日常的な会話ができることを目指す内容の講座を予定しております。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、プレミアム付商品券事業について報告いたします。

10 月 1 日に予定されている消費税率の引上げに伴い、家計の負担緩和や地域の消費下支えのため、プレミアム付商品券を発行いたします。

購入できる対象者は、平成 31 年 1 月 1 日現在、佐川町に住民登録があり、平成 31 年度の住民税が課税されていない方と、平成 28 年 4 月 2 日から令和元年 9 月 30 日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主の方となっております。なお、住民税が課税されていない方のうち、住民税が課税されている方と生計を一にする配偶者や扶養親族、また、生活保護の受給者は対象となっております。

住民税非課税の方については、9 月に送付する申請書の提出が必要となっており、審査後に購入引換券を送付させていただきます。

子育て世帯の方については、申請書の提出は不要となっており、9 月中旬以降に購入引換券を送付させていただきます。

1 人当たり最大 2 万 5 千円分の商品券を 2 万円で購入できるようになっており、10 月 1 日から町内郵便局の窓口で販売を開始いたします。

購入された商品券につきましては、10 月 1 日から来年 3 月 31 日までの期間中、町内の商店・量販店等で使用できるように現在準備を進めているところであります。

次に、佐川茶の振興に関する取り組みについて報告いたします。

本年 4 月から、佐川茶の振興に従事する地域おこし協力隊 1 名が着任し、精力的に地域資源の掘り起こしや P R 活動などに取り組んでおります。

6 月 16 日には、P R 活動として、連携中枢都市圏構想「れんけい

こうち事業」の一環で日曜市に佐川茶の試飲・販売ブースを出店し、約 700 名の観光客の皆様、試飲していただき、多くの方に新茶を購入していただきました。

また、役場を始め、集落活動センターにおいて、佐川茶を振る舞うとともに、淹れ方講習を実施するなど、地域内での普及活動にも取り組んでおります。

本年度、出荷した新茶につきましては、7 月 26 日に開催された第 55 回高知県茶品評会において優良賞を受賞しており、高知県内において高い評価をいただいております。

J A 及び茶生産部会が中心となり、釜炒茶、ウーロン茶、紅茶などの新しい製品づくりにも取り組んでおり、今後も引き続き、関係機関と連携しながら、佐川茶の振興を始め、生産者の所得向上に寄与する取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、自伐型林業推進事業について報告いたします。

持続可能な森林経営を目指している本町の取り組みを、森林所有者や町民の皆様にご覧いただくため、8 月 24 日に「持続可能な林業シンポジウム」を開催いたしました。

シンポジウムでは、林業先進地といわれているヨーロッパの中でも、経済性を無視せず木材生産と環境向上の両立を目指し、林業の人材育成システムを構築しているスイス林業に精通されている浜田久美子氏に基調講演をお願いし、スイス林業の視点から山の将来を考える持続可能な林業の重要性や実践していくために大切な視点について講演をいただきました。

本町が推進する自伐型林業の取り組みについても大変高い評価をいただいております、今後も引き続き、森林所有者、山を管理する施業者、そして自然環境にとってより良い持続可能な林業の取り組みを着実に進めてまいります。

次に、橋梁及びトンネルの道路施設に関する点検・修繕について報告いたします。

これらの道路施設につきましては、平成 25 年度の道路法改正により、5 年ごとの点検が義務付けられております。

橋梁につきましては、355 橋を対象としまして、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間をかけて、近接目視による点検を実施し、修繕が必要と判定された 41 橋のうち、現時点で 12 橋の修繕工事が

完了しております。本年度は、7橋の修繕工事を予定しており、残る橋梁につきましても、次回の定期点検までの完了を目指し、緊急度の高い橋梁から、順次、工事を実施することとしております。

トンネルにつきましては、久喜坂トンネル及び斗佐トンネルの2本を対象としまして、平成30年度に点検を実施し、材質劣化に伴う、コンクリートのうき・剥落が確認されたことから、本年度中に詳細調査を実施し、令和2年度に設計、令和3年度に対策工事を予定しております。

次に、5月からこれまでに発生した災害復旧事業について報告いたします。

5月20日の豪雨による災害復旧事業の申請件数は、河川の公共土木施設災害が3件、水路の農業用施設災害が2件、被害総額は1,245万9千円となっております。

公共土木施設災害の3件につきましては、災害査定が完了し、被災箇所の復旧に向けて準備を進めるとともに、農業用施設災害の2件につきましては、国の災害査定を受ける準備を進めております。

また、7月9日から11日にかけての梅雨前線豪雨により、道路の公共土木施設災害が1件発生しており、8月15日に本県に接近した台風10号では、農地が1件、農業用施設が1件被災し、現在災害復旧事業の申請手続きを進めております。

これら公共用施設は、住民の皆様の生活に直結する重要な社会基盤であることから、1日も早い復旧を目指して迅速に対応してまいります。

次に、国道494号佐川吾桑バイパスの整備状況について報告いたします。

当路線は、佐川町丙の国道33号と須崎市吾桑の国道56号を結ぶバイパス道路であり、住民の生活や産業を支える幹線道路としてだけでなく、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害発生時には、救援活動や物資輸送等を担う「命の道」でもあります。

この路線の整備促進を図るため、佐川町、須崎市及び高知県で「国道494号佐川吾桑バイパス整備促進協議会」を組織し、国等への要望活動を毎年行っており、本年度も7月5日に健康福祉センターかわせみにおいて定例総会を開催いたしました。

7月17日には、さらなる事業推進に向けて、高知県土木部長への

要望を行っており、今後は、四国地方整備局長、国土交通省本省及び県選出国會議員への要望活動を行う予定であります。

整備状況につきましては、事業主体の高知県によりますと、佐川町及び須崎市の工区全体の進捗率は、昨年度末現在で 76%となっております。

今後も引き続き、1 日も早い全線開通を目指して、国や事業主体である県に対して、精力的に要望活動を継続してまいります。

次に、水道事業について報告いたします。

5 カ年計画に基づき、実施しております基幹管路の耐震化工事につきましては、東町から西町にかけて、約 480 メートル区間を 11 月末の竣工を目指し進めております。交通量が多く、道幅も狭い箇所での工事となり、住民の皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けしておりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、兎田地区での老朽管路の布設替え工事も、間もなく開始する予定となっております。

今後も計画的に水道施設の耐震化を実施することにより、地震による断水などのリスクを軽減し、強靱で安心安全な水道事業を実現するための取り組みを進めてまいります。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

本年度調査対象地区の現地調査を、6 月から 7 月にかけて永野地区を 8 日間、四ツ白地区を 9 日間行い、推進員や立会人の方にご協力をいただき、順調に実施することができました。

9 月 17 日からは、後半の現地調査を再開することとしており、引き続き、本年度中の調査終了に向けて着実に事業を進めてまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、新図書館の整備について報告いたします。

6 月定例会において、新図書館につきましては、図書館、青山文庫、発明ラボの機能を有した複合施設とする方針を報告させていただきました。

その後、6 月 25 日に開催いたしました佐川町新図書館整備方針策定委員会において、この方針を説明し、委員の皆様からは、複合施設とすることについて賛同をいただくとともに、今後の新施設の活用、運用面において、3 施設の機能が連携していくことが大事であ

るとの意見をいただきました。

現在、策定委員会では、本年度中の基本構想の策定に向けて検討を進めておりますが、町民の皆様のご意見や想いを聞く、ワークショップや講演会の開催を通じて、基本構想を町民の皆様とともに作り上げていくこととしております。

7月28日には、図書館整備・運営の専門家である「岡本真」氏による、第1回目の講演会とワークショップを開催いたしました。

講演会では、同じ建物内に違う機能を有する施設があるだけの「複合施設」から、建物だけではなく、機能、運営面までもが一体化した「融合施設」を目指すべきとの話があり、基本構想を策定するにあたり、大変参考となる内容でありました。

ワークショップでは、新施設に「何がほしい」ではなく、新施設で「何がしたい」のかというテーマのもと意見を出し合い、子どもからお年寄りまでが集える場として居心地の良さといった環境面、資料や使い方の多様性、ふるさと教育との連携など様々な意見が出されました。

今後につきましては、9月8日には、元瀬戸内市民図書館館長で奈良大学教授の「嶋田学」氏の講演会を、10月と11月にはワークショップをそれぞれ開催し、より多くの町民の皆様に関わっていただき「みんなの図書館」となるよう、基本構想を策定してまいります。

また、青山文庫につきましても、10月から検討委員会を設置し、基本構想を策定することとしており、それに要する経費や用地取得に向けた調査費等を本定例会に補正予算案として提出させていただいております。

次に、平成31年度全国学力・学習状況調査について報告いたします。

本年4月18日に、小学校6年生と中学校3年生を対象として実施いたしました全国学力・学習状況調査の結果が、7月31日に公表されました。

調査教科は、小学校は国語・算数、中学校は国語・数学に加え、新たに英語が実施されるとともに、本年度から、従来の知識に関するA問題と活用に関するB問題を統合して、一体的に出題する新形式に変更されております。

佐川町の児童生徒の学力状況につきましては、小学校の平均正答

率は、昨年度に引き続き、全ての教科が全国平均を下回るという大変厳しい結果となっております。

一方、中学校の平均正答率は、大幅な伸びを見せており、平成 19 年度の学力調査開始以来、初めて、全ての教科が全国平均を超えるとともに、全国トップの秋田県なども上回っております。

今後、教育研究所と各校において、調査結果の詳細な分析を行い、そこから得られる課題への対応策を着実に推進することとしておりますが、特に、小学校につきましては、ここ数年、厳しい状況が続くとともに、全国との格差も拡大しておりますので、これまでの各校の取り組み内容を検証しながら、改善策を検討したいと考えております。

なお、教科ごとの調査結果と分析内容や学力向上に向けた取り組みにつきましては、11 月発行の町広報において公表したいと考えております。

次に、廣井勇博士の顕彰事業について報告いたします。

佐川町出身の近代土木の先駆者といわれる廣井博士の銅像を建立することを主たる目的として、昨年、設立されました「廣井勇を顕彰する会」の総会が 5 月 23 日に高知市で開催され、本年度の事業計画などが承認されました。

事業計画では、銅像は台座を含めて 3 メートル程度の立像とすること。制作者は寺田寅彦像も制作された彫刻家の「大野良一」氏に依頼すること。製作費は 1 千万円とすること。銅像建立推進部会を組織して募金活動を行うこと。銅像は建立場所の佐川町に寄贈すること。令和 3 年度の当初に銅像の建立式を行うことなどの内容となっております。

銅像を佐川町に寄贈するとされたことにつきましては、廣井博士生誕の地として、大変ありがたいことであり、募金活動による寄付金につきましても、その銅像が地方公共団体に寄贈されるものであれば、国税局の承認を得て、寄附金控除などの税制上の特典が受けられ、募金活動にも効果が期待されることから、「廣井勇を顕彰する会」と協議のうえ、寄贈を受けることにいたしました。

なお、寄附金に余剰が生じた場合は、余剰金も全額、本町に寄附されることになっております。

その後、8 月 5 日に開催された幹事会において、6 月 18 日に指定

寄附金制度の活用について国税局の承認を得たとの報告があり、今後、募金目標額は、事務費を含めて 1,050 万円として、来年 6 月 30 日までの間、全国規模で、企業や個人を対象に広く募金活動を行うこととなっております。

また、銅像の建立場所につきましては、上町地区の J R 客車移設予定地内にしたいと考えております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

懸案の医師確保につきましては、現在、7 月から 9 月までの任期で聖マリアンナ医科大学から内科医師 1 名が派遣されておりますが、引き続き、10 月からも 3 カ月間の任期で後任の内科医師 1 名が派遣されることが内定いたしました。

今後も、現在の常勤医師 9 名の体制を維持できるよう関係機関に要望してまいりますので、引き続き、病院事業に一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が 4 件、認定が 9 件、補正予算案を含む議案が 13 件、同意案が 3 件となっております。

ご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（永田耕朗君）

以上で行政報告を終わります。

日程第 5、陳情について、を議題にします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

受理番号 4 号は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第 6、報告第 4 号、平成 30 年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について、から、日程第 9、報告第 7 号、債権の放棄についてまで、以上 4 件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、報告案件について御説明申し上げます。

報告第 4 号、平成 30 年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正につきましては、6 月定例会で報告させていただきました、平成 30 年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書で翌年度繰越額

にかかる財源内訳に誤りがあったため、訂正し報告するものであります。

報告第5号、平成30年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の監査を受けた結果を報告するものであります。一般会計などを対象とした実質赤字を示す、実質赤字比率はマイナスでしたので数値はございません。また、すべての会計を対象としました実質赤字を示す、連結実質赤字比率もマイナスでしたので数値はございません。

次に、一般会計などが負担する借入金返済額の標準財政規模を、基本とした額に対する比率であります、実質公債費率は4.5%で平成29年度より0.6%改善しております。なお、実質公債比率の早期健全化基準は25%でございます。また、一般会計などが将来負担すべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります。将来負担比率もマイナスでしたので数値はございません。以上財政健全化に関するいずれの司法におきましても、前年度に引き続き、早期健全化基準を超えるものはございませんでした。

報告第6号、平成30年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項にの規定により、平成30年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の監査を受けた結果を報告するものであります。資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であります。水道事業特別会計、病院事業特別会計及び、農業集落排水事業特別会計の、これらの公営企業会計ごとの資金不足額はなく数値はございません。

報告第7号、債権の放棄につきましては、町営住宅使用料2人分、合計金額95万4,900円について、佐川町債権管理条例第17条第1項の規定に基づき、平成30年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告は以上となります。

議長（永田耕朗君）

以上、4件一括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで報告終わります。

日程第 10、同意案第 1 号、佐川町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長(堀見和道君)

それでは、同意案件について御説明申し上げます。

同意案第 1 号、佐川町教育委員会教育長の任命につきましては、川井正一教育長の任期が、本年 10 月 11 日をもって満了を迎えることにともない、後任として濱田陽治氏を任命したく議会の同意を求めるものであります。濱田氏は昭和 56 年から平成 30 年まで中学校教員を勤め、その間高知県教育委員会で 10 年間、また校長として 10 年間の実務実績があるなど教育行政及び、教育現場の実情にも明るく、尾川小中学校校長退任後は、平成 30 年より佐川町教育研究所長として、町教育の諸処の課題に取り組んでおり町教育の現状、課題、方向性にも精通しており教育長として適任者であります。よろしくお願いいたします。

議長(永田耕朗君)

質疑を行います。

3 番(西森勝仁君)

この承認案件は、川井教育長の任期満了に伴う後任の教育長の人事案件であります。質問の前に、私は 10 年ほど前に川井教育長招聘に関わった者の 1 人として、感謝と御礼を申し述べさせていただきたいと思います。川井教育長におかれましては、約 10 年ほど前、県教委在職中に、「佐川の教育長にはどうか」と全く寝耳に水の話が人事課からあり、恐らくさぞ驚かれたことと思います。これは当時の藤田教育長が佐川中学校の新築移転を見届けた後、3 月末日をもって退任する、こういった時に榎並谷町長が「1 回人事交流制度を活用して県から教育長の人材を派遣してもらってはどうか」と、こういう提案から始まったものであります。川井教育長にとってはさぞ迷惑な話であったかも知れませんが、この話を受け入れていただき、受けるなら 1 年や 2 年という期限付きの腰掛けではなく、県を退職し退路を絶って、佐川町の教育行政発展のためにと、こうい

うことで以後足かけ 10 年の長きにわたり御尽力をいただきてまいりましたことに対しまして、改めて衷心から感謝と御礼を申し上げるところであります。退任後は住む所もだいぶ離れてまいりますし、お目にかかる機会もめっきり少なくなるとは思います、どうか御自愛いただきますようお願いいたします。

さてこの度、提出されております同意案であります、先ほど町長の説明から説明がありましたとおり、教育長としての適任者と、こういう御説明をいただきました。さぞ優秀ですばらしい人材ではあると思いますけれども、私はほとんど知らないというか全く存じ上げておりませんので、この案件に対しまして特段異議を言うものでもありませんし、さりとて手を挙げて賛成する理由もないわけであります。しかしこういう人事案件の場合、副町長の時もそうでありましたけれども、町民からは「どうして町内の人から選ばんが」とか、あるいは「町内に教育長になれる人はおらんが」とか、こういったことを必ず聞かれます。私は能力も力も兼ね備えた人材は、町内にも複数人はいると思っています。そこで町長にお尋ねするところでもありますけれども、文教の町を標榜し、自認をしている町長にとって町長のめがねにかなう人材は、町内にいなかったのかどうか、このことは町民に必ず聞かれ、賛成すれば説明する必要があるからお尋ねするところではありますが、よろしく願いいたします。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。町内の方も含めてですね、今回教育長に関しましてはいろいろ考えました。その中でこれからの佐川未来学、ふるさと教育を進めていく上で、学校現場での信頼関係に強くですね、現在課題として上げられてます不登校対策、少し支援が必要な方の支援の方法とか、この数年間の取り組みを見て佐川町の方々を含めてもですね、やはり濱田氏に教育長を任命するのが、佐川町全体の幸せにとって最適ではないかと、いうふうに考えさせていただきまして、今回同意案として提出させていただいております。以上です。

3 番(西森勝仁君)

今いただいた、説明していただきましたように、町長のめがねにかなった人材だというふうに受け取りはいたしました。町内には他

にいなかったのかという部分については、答えがまだいただいてないように思いますが、公平な教育がゆがめられることのないように、今制度も変わって町長の下に教育長がおると、こういった組織体制になっていると思いますので、町内にいなかったことだけお答えいただけたらよろしいかと思いますが、お願いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。町内にもふさわしいと思われる方は、数人はいらっしゃると思います。今回検討する中でも何人かは私の中で、あの人はどうだろうと、この人はどうだろうということも考えましたが、全体の中で今後の佐川町の教育を考えた時に、何が最適なのかという判断をさせていただきました。今佐川町の教育につきましては、地方創生総合戦略の中で認定をされて、地域ぐるみのふるさと学とシティプロモーション事業ということを進めております。その中においてですねどういう判断をしたら、どういう選択をしたら最適なのかということ、考えた上で今回は濱田氏を教育長として任命したいと、ということで同意案として出ささせていただきました。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第1号、佐川町教育委員会教育長の任命について同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数。

したがって、同意案第1号は同意することに決定しました。

日程第11、同意案第2号、佐川町教育委員会委員の任命について

を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長(堀見和道君)

それでは同意の案件について御説明申し上げます。

同意案第2号、佐川町教育委員会委員の任命につきましては、栗田真二氏の任期が本年11月11日で満了となりますので、後任の委員として岡村建介氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。岡村氏につきましては佐川町役場職員として、教育委員会次長補佐を勤めるなど、教育行政に識見を有するとともに、真摯な人柄に加え温厚を誠実にして、地域の人望も厚く教育委員会委員として適任者であります。よろしくお願いいたします。

議長(永田耕朗君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第2号、佐川町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立。

したがって、同意案第2号は同意することに決定しました。

日程第12、同意案第3号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長(堀見和道君)

それでは同意案件について御説明申し上げます。

同意案第3号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任につき

ましては、現委員であります永田満子氏の任期が本年 10 月 31 日で満了となることから、次期についても永田氏を選任したく議会の同意を求めるものであります。永田氏は真摯な人柄に加え、温厚で責任感が強く、また広く社会の実情にも通じておられ、委員として適任者であります。よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 3 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立。

したがって、同意案の第 3 号は同意することに決定しました。

ここで 15 分間休憩します。

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 30 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第 1 号、平成 30 年度佐川町一般会計の決算の認定についてから、日程第 34、議案第 70 号、平成 30 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分についてまで、以上 22 件を一括に議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長(堀見和道君)

それでは認定案件について、御説明申し上げます。

認定第1号、平成30年度佐川町一般会計の決算の認定についてから、認定第7号、平成30年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定についてまでを、一般会計ならびに6つの特別会計の決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

認定第8号、平成30年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、及び認定第9号、平成30年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定につきましては、それぞれ地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。なお、各認定案件の詳細につきましては、担当課局長から説明をさせます。

続きまして、議案について御説明申し上げます。

議案第58号、令和元年度佐川町一般会計補正予算第2号につきましては、今回歳入、歳出それぞれ2億621万5千円を追加し、総額を歳入、歳出それぞれに、70億4,544万3千円とするものであります。

議案第59号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきましては、今回歳入、歳出それぞれ、939万9千円を追加し、総額を歳入、歳出それぞれ、19億4,401万6千円とするものであります。

議案第60号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算第2号につきましては、今回歳入、歳出それぞれ3,933万8千円を追加し、総額を歳入、歳出それぞれを、18億7,656万9千円とするものであります。

議案第61号、令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきましては、今回歳入、歳出それぞれ、398万2千円を追加し、総額を歳入、歳出それぞれ、2億4,103万5千円とするものであります。

議案第62号、令和元年度佐川町水道事業会計補正予算第2号につきましては、兎田配水管布設替工事の財源として、一般会計繰り出し金を総務省の繰り出し基準により、繰り入れするものであります。

議案第 63 号、佐川町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、連帯保証人の人数の変更、条例準則の改正及び民法の一部を改正する法律により、債権関係規定の見直しが行われる公営住宅制度に関係する、改正がなされたことなどにより条例の一部を改正するものであります。

議案第 64 号、佐川町印鑑条例の一部改正する条例を制定につきましては、住民基本台帳法施行例等の改正により、旧氏での印鑑登録ならびに印鑑証明書への旧氏の記載が可能となったことから、印鑑の登録、証明に関し、所要の整備を行うとともに、合わせて多くの修正を行うため条例の一部を改正するものであります。

議案第 65 号、佐川町子ども・子育て支援法第 87 条の規程による過料に関する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正により、子育てのための施設等利用給付が新設されることに伴い、子どものための教育、保育給付及び子育てのための施設等利用給付にかかる報告等の命令に従わない、保護者、事業者に対して過料を科する規定を設けるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 66 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の、運営に関する基準の一部を改正する府令が交付されたことに伴い、必要な事項について改正を行うため条例の一部を改正するものであります。

議案第 67 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等に関する基準の一部を改正する省令が公布されたこと、及び児童福祉法が一部改正されたことに伴い、必要な事項について改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 68 号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、検査手数料等の改正、令和元年 10 月 1 日施行の水道法及び水道法施行例の一部改正、ならびに消費税率及び地方消費税率引き上げに伴う例規の整備により、条例の一部を改正するものであります。

議案第 69 号、字の区域及び名称の変更につきましては、大字四ツ

白の大字内で、大字二ツ野の飛び地として管理されていた土地を、管理や利用に不便があるため字の名称、地番を変更するものであります。

議案第 70 号、平成 30 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、当年度の末の、未処分利益剰余金のうち当年度純利益、2,043 万 4,191 円を、減災積み立て金へ積み立てるものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各詳細につきましては、担当課、局長から説明させますので、どうかよろしくお願いいたします。

会計管理者（真辺美紀君）

おはようございます。私からは認定第 1 号から第 7 号まで、平成 30 年度の一般会計と、6 つの特別会計の決算の内容について、説明させていただきます。なお各会計ごとの詳しい決算の内容につきましては、後日開催されます決算の勉強会におきまして詳しい説明があると思いますので、私からは概要だけの説明とさせていただきます。

それではお手元に資料を御準備ください。A 3 で 1 枚両面印刷になっている資料でございます。まず右上に参考資料認定第 1 号から第 7 号と書かれている面からまいります。

まず始めに会計ごとの実質収支について、説明をさせていただきます。一般会計、歳入 65 億 1,283 万 6,559 円、歳出 63 億 796 万 3,464 円、31 年度に繰越財源といたしまして、2 億 107 万 6,494 円を除きますと、実質収支は 379 万 6,601 円となります。このうち 300 万円を財政調整基金に繰り入れる予定でございます。一般会計の決算額を平成 29 年度と 30 年度比較いたしますと、平成 29 年度には集落活動センターや霧生関公園建設事業など、大型の事業があったこと、また毎年実施している地方道路交付金事業や、園芸用ハウス整備事業などの事業費が減額となったことから、一般会計全体の決算額が減額となりました。

続きまして、国民健康保険特別会計でございます。歳入 17 億 9,743 万 9,504 円、歳出 17 億 8,695 万 1,365 円でございます。31 年度への繰越財源はありませんので、歳入から歳出を引いた 1,048 万 8,139 円が実質収支となります。このうち 108 万 8,139 円を財政調整基金

に繰り入れる予定でございます。国保会計につきましては、平成 30 年度から国保の広域化が始まったため、決算額が減額となっております。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計でございます。歳入と歳出は同額で、1,245 万 5,314 円でございます。特別会計条例を廃止いたしましたので、剰余金の全額を一般会計に繰り出しを行っています。

続きまして、学校給食特別会計でございます。歳入と歳出は同額で 5,711 万 9,313 円でございます。29 年度と比較いたしますと、生徒数が毎年減っていること、また黒岩中学校の休校により教職員の全体数が減ったことから、給食の対象となる人数が 60 人減となりました。また台風やインフルエンザで臨時休校もあったことから、一カ月あたりの平均給食数が平成 29 年度は 1,100 食であったものが、30 年度は 1,065 食となりました。

続きまして、農業集落排水事業特別会計でございます。歳入と歳出は同額で、2,213 万 6,748 円でございます。この施設への加入世帯数はほとんど変わりがありませんでした。施設の修繕費が大幅に減額となったことから、歳入、歳出ともに 3 % の減額でございます。

続きまして、介護保険特別会計でございます。歳入 17 億 3,192 万 6,656 円、歳出 16 億 5,348 万 3,473 円、実質収支の 7,844 万 3,183 円のうち、4,230 万円を介護保険の運営基金に繰り入れる予定でございます。介護保険特別会計では、まず歳入におきましては予算額を上回る保険料収入があったこと、また歳出においては保険給付費が 29 年度よりも少なかったことから、多額の実質収支となりました。

続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。歳入 2 億 3,266 万 9,721 円、歳出 2 億 2,868 万 5,921 円、実質収支は 398 万 3,800 円でございます。

続きまして、一般会計の歳入、歳出の決算について説明をさせていただきます。平成 29 年度と比較いたしまして、大きく変わっているところだけ申し上げます。まず歳入からまいります。1 款町税では増額となったのは固定資産税、一方減額となったのは住民税、たばこ税でございます。全体では 0.6 % 金額にいたしまして、約 700

万円の減額でございます。9 款地方交付税は特別交付税が約 2,800 万円増額となり、決算額は約 4 億円でございます。一方普通交付税は約 5,100 万円減額となり、決算額は約 23 億円でございます。特別交付税と普通交付税を合わせました交付税全体では、約 2,300 万円の減額でございます。13 款国庫資出金は地方道路交付金、農業基盤整備事業補助金の減額により 14.6%の減額でございます。14 款県支出金は園芸用ハウス整備事業補助金の減額により、16.1%の減額でございます。16 款寄附金は、ふるさと納税の増加により 34.9%の増額でございます。17 款繰入金は、財政調整基金やふるさと納税寄附金基金を取り崩しいたしましたので、平成 29 年度よりも 1 億 9 千万円増額となりました。19 款諸収入は、テニスコート整備の財源となりました、スポーツ振興宝くじ助成金をいただいておりますので、36.2%の増額でございます。以上が一般会計の歳入でございます。

続きまして、歳出にまいります。2 款総務費は、平成 29 年度に実施いたしました、集落活動センターや霧生関公園建設工事の完了により、30.5%の減額でございます。4 款衛生費は、高吾北広域清掃センター特別負担金が約 7,800 万円ございましたので、15.5%の増額でございます。5 款農林水産業費は、園芸用ハウス整備事業、農業基盤整備事業費の減額により、21.7%の減額でございます。7 款土木費は、地方道路交付金事業町道改良事業の減額により、10.3%の減額でございます。9 款教育費は、テニスコート整備、遊学館改修工事、小中学校空調整備事業の前払い金の支出により、54.9%の増額でございます。以上が一般会計でございます。

続きまして、裏面をごらんください。続きまして特別会計にまいります。

まず国民健康保険特別会計でございます。平成 30 年度から国保が広域化したため、決算額の規模が少し減額となっておりますが、当町が負担する額には大きな変動はありませんでした。歳入の 7 款諸収入では、保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業につきまして、国保連合会からの返還金が 29 年度と比較して大幅に減額となったことから、71.6%の減となっております。歳出の 1 款総務費は、30 年度からの広域化に向けてのシステム改修を 29 年度のうちに実施しておりましたので、その額の差によりまして 16%の減額となっ

ています。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計でございます。こちらの会計は、平成 30 年度で特別会計を廃止いたしました。地方債の償還はすでに平成 28 年度で終わっているため、剰余金の全額約 1,239 万円を一般会計に繰り出しをし、残高を 0 としております。

続きまして、学校給食特別会計でございます。給食の対象人数が 60 人減となったこと、また給食を作った日数が少なかったことから、歳入、歳出ともに 5.5%の減額となりました。

続きまして、農業集落排水特別会計でございます。29 年度と比較いたしますと、加入者数はほとんど変わっていませんので、歳入の 2 款使用料、及び手数料は 29 年度とほぼ同額になっていますが、歳出におきましてクリーンセンターの修繕にかかる費用が減額となったことから、財源となる基金の取り崩し額も減額となり、歳入、歳出とともに 3%の減額となりました。

続きまして、介護保険特別会計でございます。先ほども申し上げましたが、歳入におきましては保険料収入が見込みより多かったこと、また繰越金につきましても平成 29 年度は 0 円で行いましたので、2,800 万円程度増額となりました。また歳出においては保険給付費が見込みより少なかったことから、歳入は増額となり歳出は減額となりました。

最後に後期高齢者医療特別会計でございます。被保険者の方々の人数はほとんど変わっていませんが、お一人当たりの医療費が増額となったことから、歳入、歳出ともにわずかに増額となりました。

続きまして、基金の状況につきまして最後に御報告いたします。平成 30 年度の積み立て額は、ふるさと寄附をいただいたものや、29 年度からの繰越金の積み立ても含め、2 億 845 万 8,642 円で行いました。一方取り崩しにつきましては、黒岩保育所の防災用品や遊具の購入の財源として、福祉基金から 164 万 7 千円、デイサービスセンター斗賀野荘の送迎車両購入の財源として、介護サービス事業基金から 343 万 4,521 円、その他少額の取り崩しやふるさと納税寄附金基金、財政調整基金も合わせまして取り崩し額の合計は 2 億 3,705 万 9,721 円となりました。平成 30 年度末の合計残高は 48 億 8,220 万 1,338 円となり、平成 29 年度末より約 2,860 万円の減額となりました。全ての基金につきましては定期預金で管理をし、その

利息による収入は 1,544 万 1,665 円でした。以上をもちまして平成 30 年度の決算の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

産業建設課長（田村正和君）

おはようございます。それでは私のほうから認定第 8 号、平成 30 年度佐川町水道事業特別会計の決算について御説明させていただきます。決算書の 1 ページをごらんください。これは収益的な収入及び支出の表でございます。この収益的収入及び支出の表の上の表、収益的収入を見ていきますと、第 1 款水道事業収益決算額 1 億 8,651 万 158 円、内訳としまして営業収益が 1 億 5,577 万 7,745 円、営業外収益 3,069 万 2,988 円、特別収益 3 万 9,425 円となっております。下の表、収益的支出の決算額につきましては、第 1 款水道事業費用 1 億 5,996 万 3,877 円、内訳としましては、営業費用 1 億 3,781 万 64 円、営業外費用 1,848 万 4,510 円、特別損失 366 万 9,303 円、予備費は 0 となっております。

続きまして 2 ページをお開きください。こちらが資本的な収入及び、支出の表となっております。まず上の表、資本的収入及び決算額第 1 款資本的収入、8,891 万 5,760 円、内訳としましては企業債 3 千万円、補助金 1,610 万円、負担金 669 万 2,760 円、出資金 3,612 万 3 千円となっております。下の表が資本的支出でして、決算額が第 1 款資本的支出 1 億 6,433 万 2,804 円、内訳としまして、建設改良費が 1 億 541 万 690 円、企業債償還金が 5,892 万 2,114 円となっております。表の下に指しておりますけど、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、7,541 万 7,044 円は現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 605 万 8,048 円、それから減債積立金 1,751 万 914 円、及び過年度分損益勘定留保資金 5,184 万 8,082 円で補填してございます。以下 3 ページ以降は必要書類を添付しております。詳細につきましては決算の勉強会のほうで説明させていただきます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事務局長（渡辺公平君）

おはようございます。病院事業特別会計の決算でございます。資料の 1 ページをごらんください。1 ページのほうは決算報告書の収益的収入及び、支出でございます。上の表は収入の部でございます。第 1 款病院事業収益決算額、17 億 7,622 万 1,742 円でございます。

内訳といたしまして、第1項医業収益 13 億 5,947 万 401 円、第2項医業外収益 2 億 5,678 万 6,425 円、第3項介護老人保健施設収益 5,620 万 2,194 円、第4項デイケア収益 5,419 万 9,374 円、第5項デイサービス収益 4,337 万 2,162 円、第6項居宅介護支援事業収益 435 万 4,300 円、第7項特別利益 183 万 6,885 円でございます。下の表は支出でございます。第1款病院事業費用決算額 17 億 3,377 万 3,561 円、内訳といたしまして、第1項医業費用 15 億 2,310 万 3,030 円、第2項医業外費用 5,226 万 7,493 円、第3項介護老人保健施設費用 6,510 万 8,789 円、第4項デイケア費用 4,459 万 269 円、第5項デイサービス費用 4,300 万 6,074 円、第6項居宅介護支援事業費用 345 万 790 円、第7項特別損失 224 万 7,116 円、第8項予備費 0 でございます。下の2ページをごらんください。基本的収入及び支出の部でございます。上の表が収入の部でございます。第1款資本的収入決算額 1 億 754 万 5 千円、第1項内訳でございます。第1項企業債 3,400 万円、第2項出資金 1,574 万 2 千円、第3項負担金 5,348 万 3 千円、第4項補助金 432 万円、第5項固定資産売却代金 0 でございます。下の表をごらんください。支出の部でございます。第1款資本的支出決算額、1 億 6,590 万 8,859 円、内訳といたしまして第1項建設改良費 4,874 万 3,131 円、第2項企業債償還金 1 億 1,716 万 5,728 円、第3項長期貸付金 0 でございます。欄外のほうをご覧ください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額 5,836 万 3,859 円は、当年度分損益勘定留保資金 5,836 万 3,859 円で補填いたしております。3 ページ以下には損益計算書貸借対照表等必要書類を添付してございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

引き続き監査委員決算審査の結果報告を求めます。代表監査委員報告を求めます。

代表監査（上田益英君）

それでは平成 30 年度の決算審査の報告を監査委員よりさせていただきます。お手元に平成 30 年度決算審査意見書があると思いますが、それに基づきまして報告をさせていただきます。

（以下、「平成 30 年度決算審査意見書」1 ページ 1 行から 12 行まで朗読）

3 の決算の概要につきましては、表に示しておりますので、ごら

んいただきたいと思いますが、次に2ページ以降一般会計、特別会計、各会計につきまいては、決算額そしてそれに対します指摘及び意見等を述べさせていただいておりますので、そちらにつきましては後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは19ページのほうをごらんいただきたいと思います。19ページの総括をもちまして監査委員の監査報告をさせていただきます。

(以下、「平成30年度決算審査意見書」19ページ「総括」朗読)
以上でございます。

議長（永田耕朗君）

以上で、監査委員の報告が終わりました。

引き続き、執行部の説明を求めます。

総務課長（麻田正志君）

それでは私からは、議案第58号、佐川町一般会計補正予算（第2号）につきまして、主なものについて説明のほうさせていただきます。補正予算書の4ページのほうをお開きください。補正予算書の4ページになります。4ページ目のほうは第2表繰越明許費となっております。この事業名、商工観光振興総務費につきましては、プレミアム付商品券換金業務ということになっておりまして、この換金業務につきましては委託期間を令和2年6月末と想定しておりますことから、7,338万8千円を繰り越すということとさせていただいております。

続きまして、5ページをご覧ください。5ページ目のほうは第3表の地方債補正ということになっております。上段の表の1追加、起債の目的欄の、防災行政無線施設整備事業につきましては、現在使用しております防災行政無線システムの、更新のための実施設計を行う費用の財源とするものとしております。限度額を980万円としております。なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては、令和元年度一般会計の当初予算の地方債と同じ内容となっております。その下の表の2変更、起債の目的欄の水道会計出資債の限度額増額分が380万になっております。増額分につきましては、水道会計への繰り出し金の財源とするものとなっております。限度額380万円増額いたしまして、限度額を980万円に変更するものです。その下の農林水産業施設災害復旧事業の限度額、増額が1,320万と

なっております。内容につきましては台風 10 号により被災いたしました、農業用施設の復旧にかかる費用の財源とするものとなっております。限度額を 1,320 万円増額いたしまして、2,440 万に変更するものとなっております。その下の臨時財政対策債につきましては、本年度令和元年度の普通交付税の額が確定いたしましたので、臨時財政対策債の発行が可能額のほうも決定となりました。その決定額に基づきまして、1,462 万 7 千円を減額いたしまして、限度額を 1 億 2,953 万 7 千円に変更するものとなっております。

次に事項別の明細書の 14 ページ、15 ページをお開きください。14 ページ、15 ページになります。まず今回の補正予算における人件費につきましては、主に扶養手当、児童手当そして災害関係業務などの時間外手当と、標準報酬月額の時給会計によります共済費などの増額となっております。15 ページの中ほどの 2 款、1 項、4 目企画費、19 節負担金補助及び交付金の説明欄、説明欄のほうに住宅改修補助金の 912 万円でございます。こちらにつきましては移住促進事業のための住宅改修補助金となっております、当初の見込みより申請予定件数が増えたことにより、増額となっております。

続きまして、16 ページ、17 ページをお開きください。16 ページ、17 ページになります。17 ページの中ほどよりちょっと下のほうになります。3 款、1 項、7 目介護保険サービス費、19 節負担金補助及び交付金の説明欄、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の 320 万円は、高知県の補助金交付要綱が改定されまして、補助金の基礎単価が増額されたことによるものです。その下の施設開設準備経費助成特別対策事業補助金の 105 万 3 千円は、これも先ほどと同じく高知県の交付金交付要綱が改定されまして、補助金の基礎単価が増額されたことによるものです。その下の段になります。8 目介護保険特別会計繰出金 28 節、繰出金の 324 万 7 千円は主に高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定業務委託費用にかかる繰出金と、いうことになっております。

続きまして、18 ページ、19 ページをお開きください。18 ページ、19 ページになります。19 ページの上から 2 段目になります。3 項、1 目児童福祉総務費、20 節扶助費の説明欄、未熟児養育医療扶助費の 4,200 万円は、身体の発達が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その

治療に要する医療費を公費による負担制度における医療給付費ということになっております。同じ 19 ページの下から 4 段目になります。下から 4 段目の 4 款、1 項、5 目他会計操出金、28 節操出金の説明欄、水道会計操出金の 380 万 5 千円は、兎田配水管布設替工事の財源といたしまして、操出基準により水道会計のほうに繰り出すという内容になっております。

続きまして、20 ページ、21 ページをお開きください。20 ページ、21 ページになります。21 ページの下から 2 段目になります。下から 2 段目の 6 款、1 項、1 目商工振興費、13 節委託料の説明欄、プレミアム付商品券事業委託料の 7 千万円は、プレミアム付商品券事業に伴う、チケット換金にかかる補正ということになっております。

続きまして、22 ページ、23 ページをお開きください。22 ページ、23 ページになります。23 ページの下から 4 段目になります。8 款、1 項、4 目災害対策費、13 節の委託料の説明欄、防災行政無線基本設計策定委託料の△170 万 2 千円は、入札による減額ということになっております。その下の防災行政無線実施設計策定委託業務の 986 万 7 千円は、現在運用している防災行政無線システム、これの更新のための実施設計策定委託料となっております。

続きまして、24 ページ、25 ページをお開きください。24 ページ、25 ページになります。25 ページの上から 2 段目になります。9 款、2 項、1 目学校管理費、15 節工事請負費の説明欄、斗賀野小物置設置工事の 121 万円は、エアコンの整備によるキュービクル設置のために、物置を撤去しなければならなくなったことなどにより、新たに物置を設置するものということになっております。

続きまして、24 ページのほうになります。24 ページの下段に 4 項、1 目社会教育総務費の補正額、ここの補正額が 252 万 2 千円になっております。この 252 万 2 千円につきましては、図書館と合築予定の青山文庫の基本構想等を策定するための、関係経費を計上させていただきます。

続きまして、26 ページ、27 ページをお開きください。27 ページの中ほどになります。5 項、1 目保健体育総務費、11 節需要費の説明欄、修繕費の 150 万円は町民プールの給湯、給水系統の水漏れ、機械室配管、風呂の天井、男女浴室サウナ室漏水などの修繕費用ということになっております。同じページの 1 番下の段になります。10

款、1項、1目農業用施設災害復旧費、13節委託料の説明欄、測量設計委託料の600万円と次の28ページ、29ページお開きください。29ページの1番上の段になります。15節工事請負費の説明欄、災害復旧工事の3,850万、先ほどの600万円とこの工事費の3,850万円は、8月14日から15日にかけての台風10号によりまして、黒岩の柳瀬川に設置してあります、原島堰が被災したことによる復旧費ということになっております。補正額につきましては、この復旧費にかかる不足の見込み額を増額をするものということになっております。以上で歳出のほうの説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。10ページ、11ページをお開きください。10ページ、11ページになります。1番上になります。1番上の9款、1項、1目地方特例交付金の説明欄、減収補てん特例交付金の358万5千円はこの交付金につきまして、交付決定がありましたので、交付決定額により増額となるものとなっております。その下の表の10款、1項、1目地方交付税の説明欄、普通交付税の3,448万7千円は、こちらのほうも交付決定額により増額となっております。11ページの中ほどになります。14款、1項、1目民生費国庫負担金の説明欄、未熟児養育医療費国庫負担金の2,100万円、これは先ほど歳出のほうで説明させていただきました、未熟児養育医療扶助費にかかる国の負担金と、ということになっております。負担率は2分の1となっております。その下の表になります。その下の表の上から2段目、2項、4目土木費国庫補助金の説明欄、空き家総合対策支援補助金の304万円、こちらのほうも歳出で説明いたしました、移住促進事業のための住宅改修補助金にかかる、国からの補助金ということになっております。補助率は3分の1となっております。その下の7目商工費国庫補助金の説明欄、プレミアム付商品券事業補助金の1,400万円、こちらのほうも歳出で説明いたしました、プレミアム付商品券事業委託料にかかる、国からの補助金となっております。その下の表の15款、1項、1目民生費県負担金の説明欄、未熟児養育医療費県負担金の1,050万円は、先ほどの国庫負担金と同じく歳出で説明いたしました、未熟児養育医療扶助費にかかる、こちらのほうは県からの県の負担金となっております。負担率は4分の1となっております。その下の表の2項、2目民生費県補助金の説明欄、介護基盤緊急整備事業費補助金の320

万円、こちらのほうも歳出で説明しましたとおり、高知県の補助金交付要綱が改定され、補助金の基礎単価が増額されたことによるものとなっております。その下の施設開設準備等特別対策事業費補助金の105万3千円、こちら先ほどの説明と同じく、高知県の補助金交付要綱が改定され、補助金の基礎単価が増額されたことによるものとなっております。その下の高知県子ども・子育て支援事業費補助金の231万9千円、こちらのほうにつきましては主に10月から実施予定であります、幼児教育無償化に伴います子ども・子育て支援システムの、改修にかかる補助金ということになっております。その下の5目土木費県補助金の説明欄、空き家活用促進事業補助金の304万円は、先ほど説明いたしました土木費国庫補助金と同じく、歳出で説明いたしました移住促進事業のための住宅改修補助金ということになっております。こちらは県からの補助金ということになっておりまして、補助率は3分の1となっております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。12ページ、13ページでございます。13ページの1番上になります。7目災害復旧費県補助金の説明欄、現年災害補助金の2,502万5千円、こちらのほうは歳出で説明いたしました、台風10号により黒岩の柳瀬川に設置してある、原島堰これが被災したことによる復旧費にかかる補助金と、いうことになっております。その2つしたの表になります。18款、1項、1目財政調整基金繰入金の1,524万5千円、こちらのほうが今回の補正におけます歳入の不足額を、財政調整基金から繰り入れるという内容になっております。その2つ下の表になります。20款、3項、2目雑入の5,600万円、こちらのほうは説明欄にありますとおり、プレミアム付商品券の売上げの見込み額ということになっております。その下の表の21款、1項、3目災害復旧債の説明欄、現年災害の1,320万円、これは先ほど説明しましたものと同様、台風10号により被災した復旧費にかかる財源として、災害復旧債を計上しております。その下の4目臨時財政対策債の1,462万7千円、これにつきましては、令和元年度の普通交付税額の確定によりまして、臨時財政対策債の発行可能額が決定したことにより、減額としております。その下の7目消防債の説明欄、緊急防災・減債事業債の980万円、これは歳出のほうでも説明をいたしました、現在運用しております防災行政無線システム更新のための、実施設計策定委

託料にかかります財源といたしまして、緊急防災・減災事業債を計上しております。その下の8目衛生費の説明欄、水道会計出資債の380万円は、こちらのほうも歳出で説明いたしました、兎田配水管布設工事にかかる水道事業会計の操出金の財源といたしまして、水道会計出資債のほう計上させていただいております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（和田強君）

それでは私のほうから、議案第59号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。補正予算書の事項別明細書の10ページ、11ページ目をお開きください。上の表になります。7款、1項、8目特定健康診査等負担金償還金につきましては、平成30年度の負担金額が確定したことにより、超過交付分の返還をするためのもので、33万5千円の増額補正を行うものです。次に下の表8款、1項、1目予備費につきましては、前年度の繰越金のうち、償還金等への充当分を除く額を予備費として、増額補正をするものでございます。

続きまして、ページ戻りまして、8ページ、9ページをお開きください。6款、1項、1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金を増額補正をするものであります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

それでは私のほうから、議案第60号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算書（第2号）の詳細について、説明させていただきます。今回の主な補正につきましては、次期高齢者福祉計画介護保険計画策定業務委託と、平成30年度介護保険給付費の実績に伴いまして、国、県、支出金の精算により償還金を補正するものです。まず歳出について説明をさせていただきます。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。1款、1項、1目一般管理費、4節職員共済費15万6千円は、介護保険係2名の標準報酬額が、変更となったための増額となっております。次の13節高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料305万8千円は、3年ごとに策定されています計画の委託料であり、現計画は平成30年度から令和2年度までとなっております。次期計画の策定にあたりましては、今まで計画の前年度にアンケート調査を行い、その結果を踏ま

えてサービス給付実績の分析や考察、その後サービス対応の検討、サービス料の見込み、保険料の設定まで1年間という短い期間で行っていましたが、次期第8期計画の策定のスケジュールについて、県庁で説明がありまして、厚労省の作成しました資料により、計画に盛り込む内容などを十分に検討するため、2年間で行うことの説明がありました。今回厚労省のスケジュールに従いまして、1年目の業務としまして、介護予防日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の委託費を補正するものです。次の2目連合会負担金12節手数料3万3千円は、この後は歳入のほうで説明しますが、第3者納付がありまして、国保連合会をとおして保険会社に請求したものが、37万2千円納付されましたので、手数料としまして8%と消費税分を補正させていただいています。次の3款、2項、2目包括的支援事業費、19節地域包括支援センター職員研修受講料2万8千円の増額は、当初予算で主任ケアマネの更新研修費1年分を計上していましたが、更新研修日の日程によりもう1名の受講が必要となったため、その上の9節特別旅費より2万8千円の同額の組換えをさせていただいています。次の7款、1項、2目償還金は、前年度等の介護保険給付費及び地域支援事業交付金の実績に伴いまして、国、県、支出金が確定しましたので、本年度に過不足の生産を行うため、償還金3,609万1千円を補正するものです。

次に歳出について説明させていただきます。8ページ、9ページのほうをお開きください。7款、1項、5目その他繰入金、1節職員給与費等繰入金は、先ほどの歳出の職員共済費15万6千円にあたる部分です。次の2節事務費繰入金は、歳出の13節委託料305万8千円と、12節役務費3万3千円にかかる計309万1千円を補正しています。次に3つ目の枠、8款、1項、1目繰越金、3,614万3千円は前年度からの繰越金であり、当初予算の千円を差し引いた3,614万2千円を補正しております。1番下の9款、3項、1目雑入37万2千円は、寄附の理由は第三者による交通事故などに伴う場合は、保険給付後に過失割合に応じた金額を改修することとなっており、国保連合会をとおして保険会社に請求したものが納付されています。最後に上から2つ目の7款、2項、1目介護保険事業運営基金繰入金42万3千円の減額は、8款繰越金3,614万2千円と、9款雑入の37万2千円の合計額3,651万4千円から歳出の7款、1

項、2目償還金の3,609万1千円を差し引いた、42万3千円を減額しております。以上で説明終わります。よろしくお願いします。

町民課長（和田強君）

それでは私のほうから、議案第61号、令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計（第1号）の説明をさせていただきます。補正予算書の事項別明細書、10ページ、11ページをお開きください。2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度からの繰越金相当額を計上増額補正するものです。

続きまして、ページ戻りまして、8ページ、9ページをお開きください。歳入の説明をさせていただきます。6款、1項、1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金を増額補正するものです。以上でございます。よろしくお願いします。

産業建設課長（田村正和君）

それでは私のほうから、議案第62号、佐川町水道事業会計補正予算書（第2号）について御説明申し上げます。水道事業会計補正予算書第2号をごらんください。まず1ページをお開きください。議案本文にありますとおり、この補正は本年度佐川町水道事業会計予算に定めております、資本的4条予算につきまして、補正予算額、予定額のとおり補正をさせていただくものです。資料の6ページをお開きください。1款資本的収入の4項、1目一般会計出資金について明細書の補正額、380万5千円を補正させていただくものでございます。これは本年度予定しております兎田の配水管布設工事につきまして、操出基準の対象となる施設を改めて精査したところ、施設が増加をすることになりましたので、繰入金を増額させていただくものでございます。この件については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

私から議案第63号、佐川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明のほうさせていただきます。参考資料議案第63号関係をごらんいただきたいと思います。参考資料の議案第63号関係こちらのほうは新旧対照表ということになっております。この新旧対照表の2ページをごらんください。2ページ目のところですけど、第13条に住宅入居の手続きというものがございします。こちらのほうの住宅入居の手続きで、連帯保証人の人数につき

まして真に住宅に困窮する低所得者に対して、的確に公営住宅を提供できるよう連帯保証人の確保が困難な入居希望者について、円滑な入居が図れるように配慮をという要請を含んだ、国からの通知などを受けまして検討してまいりました、連帯保証人の人数を現行の2名から1名に変更いたしまして、入居要件を緩和するということにしております。その他の改正につきましては、いろいろございますけれど、内容的には条例準則の改正、及び民法の一部を改正する法律により、債権関係の規定の見直しが行われまして、公営住宅制度に関係する改正がなされたことということを受けまして、条例の一部を改正するというような内容になっております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（和田強君）

それでは私のほうから、議案第64号、佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。参考資料議案第64号関係新旧対照表をごらんください。この新旧対照表の左側現行条文、右側改正条文のアンダーラインを引いている文が今回改正を行う部分となっております、本議案につきましては住民基本台帳法施行例等の改正により、旧氏での印鑑登録ならびに印鑑証明書への旧氏の記載が可能となったことから、印鑑登録、証明に関し、所要の整備を行うとともに合わせて語句の修正を行うため、新旧対照表に本条例の一部を改正するものです。以上です。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

それでは私のほうから、議案第65号、佐川町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について詳細を説明させていただきます。平成27年4月に施行されました、子ども・子育て支援法第87条第1項及び第2項の規定により、保護者や事業者は町に対して、正当な理由なしに子どものための必要書類の提出や、認定書などの返還をしないもの、または虚偽の申請や答弁をした場合は、10万以下の料金を科す規定を設けることができるとされています。これを受けまして佐川町では平成26年当時に、子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関であります、佐川町子ども・子育て会議において、制定の検討をしてまいりましたが、過料を設定する条例は子ども・子育て支援新制度が始まったばかりで、保護

者や事業者が制度に浸透してない中で、悪意を持たない誤りが発生する可能性もあるため、いきなり過料というよりは、まず制度の十分な理解をしてもらうことが、必要であるということにいたしました。その後本年5月に、子ども・子育て支援法が一部改正されまして、認可外保育施設等の規制緩和や、養育保育無償化に伴い、保育所などを利用していない子どもの保育の必要性を認定を受ければ、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業の利用が無料化の対象となるなど、町に対しまして、今まで以上の多くの適正な報告が求められることとなったことによります。今回の制定にあたりましては、8月19日の佐川町子ども・子育て会議において、佐川町の保育の質を守るために、制定は必要との承認をいただいております。なおこの条例の施行日は令和元年10月1日となっています。

続きまして、議案第66号、佐川町特定教育・保育施設及び特定の地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、詳細について説明させていただきます。この条例は、保育所、幼稚園、認定子ども園、町が認可した小規模施設の保育施設等の運営に関する基準を定めた条例です。今回子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が、令和元年5月17日に交付されたこと及び、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、令和元年5月31日に交付されたことに伴い改正するものです。主な改正内容は1つ目は、0才から2才までが利用します保育事業が行う施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅型保育事業、または事業所内保育を卒園した後の受け皿の提供を行う認可保育所や、幼稚園等の連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める時は、卒園後の受け皿の確保を不要とすること、2つ目は先ほどの保育施設終了後の関連、連携施設の確保の経過措置の年限を5年間延長すること、3つ目は幼児教育、保育の無償化に伴い、年収360万未満の低所得世帯の子ども及び、多子世帯の第3子以降の子どもを除き、満3才以上の保育を必要とする子どもの副食費の提供に要する費用を、保護者から支払いを受けることができること、4つ目は新たに認可外保育所や、保育所の一時預かり、ファミリー・サポート・センターを利用する子どもについて、その費用の一部を無償とする制度ができた

ことによる従来の保育所、幼稚園を利用するための支給認定を教育保育給付認定に改めるなど、規定の整備を行うものが主な改正内容となります。この条例の施行日は令和元年 10 月 1 日になっています。

続きまして、議案第 67 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、詳細を説明させていただきます。この条例は家庭保育者の居宅、その他の場所で保育を行う、運営等に関する基準を定めた条例です。今回家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する条例が、平成 31 年 4 月 1 日にお施行されたこと、及び児童福祉法が一部改正されたことに伴い改正するものです。主な改正内容は、1 つ目は 0 歳から 2 歳児までが利用する家庭的保育事業者等が行う施設を卒園した後の受け皿の提供を行う、認可保育所や幼稚園等の連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める時は、卒園した後の受け皿の確保を不要とする、2 つ目は 3 歳以上の児童受け入れる保育所型事業保育所について、町長が適当と認めた場合は卒園後の受け皿の確保を不要する、3 つ目は先ほどの保育施設終了後の連携施設の確保の経過措置の期限を 5 年間延長すること、その他規定の整備などを行うことが、主な改正内容となっています。この条例の施行日は交付の日からとなります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（田村正和君）

それでは議案第 68 号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をさせていただきます。これにつきましては水道法の一部を改正する法律の施行に伴う改正、それから検査手数料を見直すもの、及び水道法施行令の改正に伴い生じる、引用条文番号の整理を行うもの、また消費税及び地方消費税の税率改正に伴う経過措置を設けるための改正であります。参考資料のほうで説明させていただきます。参考資料の資料議案第 68 号関係をごらんください。左が現行、右が改正後となっております。まず第 33 条第 1 号につきましては、水道法の一部を改正する法律の施行に伴いますもので、新たに 5 年ごとの指定給水装置工事事業者の更新が必要になりますことから、改正後の欄第 1 号のイのとおり、更新時の手数料を設けるものでございます。次、同じく第 33 条に関して、1 ペー

ジ目の原稿欄第2号から3ページ目の第6号、これが検査手数料について明記したものとなっておりますが、この手数料については今20年以上改正もされていないものとなっておりますので、今回検査に要する職員業務量に見合う金額へ改正をさせてもらうのと、内容を整理、削除を行うものでございます。現行2号の設計手数料につきましては、該当する業務を行うことがございませんので削除させていただきます。次に現行3号について設計審査手数料、次のページの現行4号、竣工検査手数料6号のメーター試験手数料につきましては、業務量に応じて改正後の欄、2号から4号のとおり見直すものでございます。2ページ目の現行5号の材料検査手数料につきましては、改正後2号の設計審査手数料に含むものとして、整備して削除するものです。3ページ目の第38条につきましては、水道法施行令改正に伴い生じる引用条文の整備をするものでございます。この条例につきましては議案本文の付則のとおり、令和元年10月1日からの施工といたしますが、消費税及び地方消費税の税率改正における経過措置を付則のとおり設けるものでございます。この件については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

国土調査課長（橋掛直馬君）

私のほうから議案第69号、字の区域及び名称の変更について説明いたします。平成30年度に地籍調査を実施した黒岩大字二ツ野、大字四ツ白において、大字四ツ白の中に二ツ野の字地が飛び地として存在しております。参考資料議案第69号関係資料の地図をお手元にお取りください。この地図において点線で示している線が大字二ツ野と、大字四ツ白の境界であります。中ほどからちょっと下のほうにありますが、この点線の北側が大字四ツ白の中に資料のとおり40筆が二ツ野で存在し管理されております。当該土地の利用、管理に不便が生じるため、当該飛び地を解消するため字区域及び名称の変更を行うものです。以上でございます。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（田村正和君）

私のほうから、議案第70号、平成30年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、説明をさせていただきます。平成30年度の決算におきまして、2,043万4,191円の利益が出ております。この純利益につきまして企業債の償還にあてるために、減債積立金

として積み立てたいと考えておりますことから、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

以上で、認定第1号から議案第70号まで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を9日の午前9時とします。

本日はこれで散会します。